

学校いじめ防止基本方針

京都府立亀岡高等学校
平成26年4月1日策定

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

京都府立亀岡高等学校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府教育委員会の指導の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都府立亀岡高等学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策会議」を設置し、組織的な対応を行う。

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び関係する連携機関を別に定める。

【別紙1】 校内指導体制及び関係機関

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙2】 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

ア 基本的な考え方

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為をやめさせる。
- (イ) いじめを発見又はいじめの通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策会議で情報共有し、今後の対応について検討する。
- (ウ) いじめの事実を確認した場合は、被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通

すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然した態度で指導する。

- (イ) これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係学校・関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

イ 方策

- (ア) いじめを発見又はいじめの通報を受けたときの対応

- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに共感的態度で内容を聴く。
- ・いじめを発見又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちにいじめ対策会議に報告し、情報の共有を図る。
- ・いじめ対策会議が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡するとともに、京都府教育委員会に報告する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに亀岡警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (イ) いじめられた生徒又は保護者への支援

- ・いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケアなどの支援を行う。
- ・保護者の不安や怒りについては、誠実に対応し、信頼関係を構築する。

- (ロ) いじめた生徒への指導又は保護者への助言

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為になるおそれがあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求める。

- (ハ) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

- (ニ) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて亀岡警察署や京都地方法務局に相談する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに亀岡警察署に通報し、適切に援助を求める。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、京都府教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、京都府教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5. その他の留意事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策会議」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

いじめ対策会議

1 役割

(1) 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。

(2) 生徒・保護者からのいじめの相談・通報の窓口となる。

(3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
また、高等学校入学以前の人間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないよう、関係中学校と必要な連携を行う。

(4) いじめの疑いに係る情報があった際に、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を行うための中核となる。

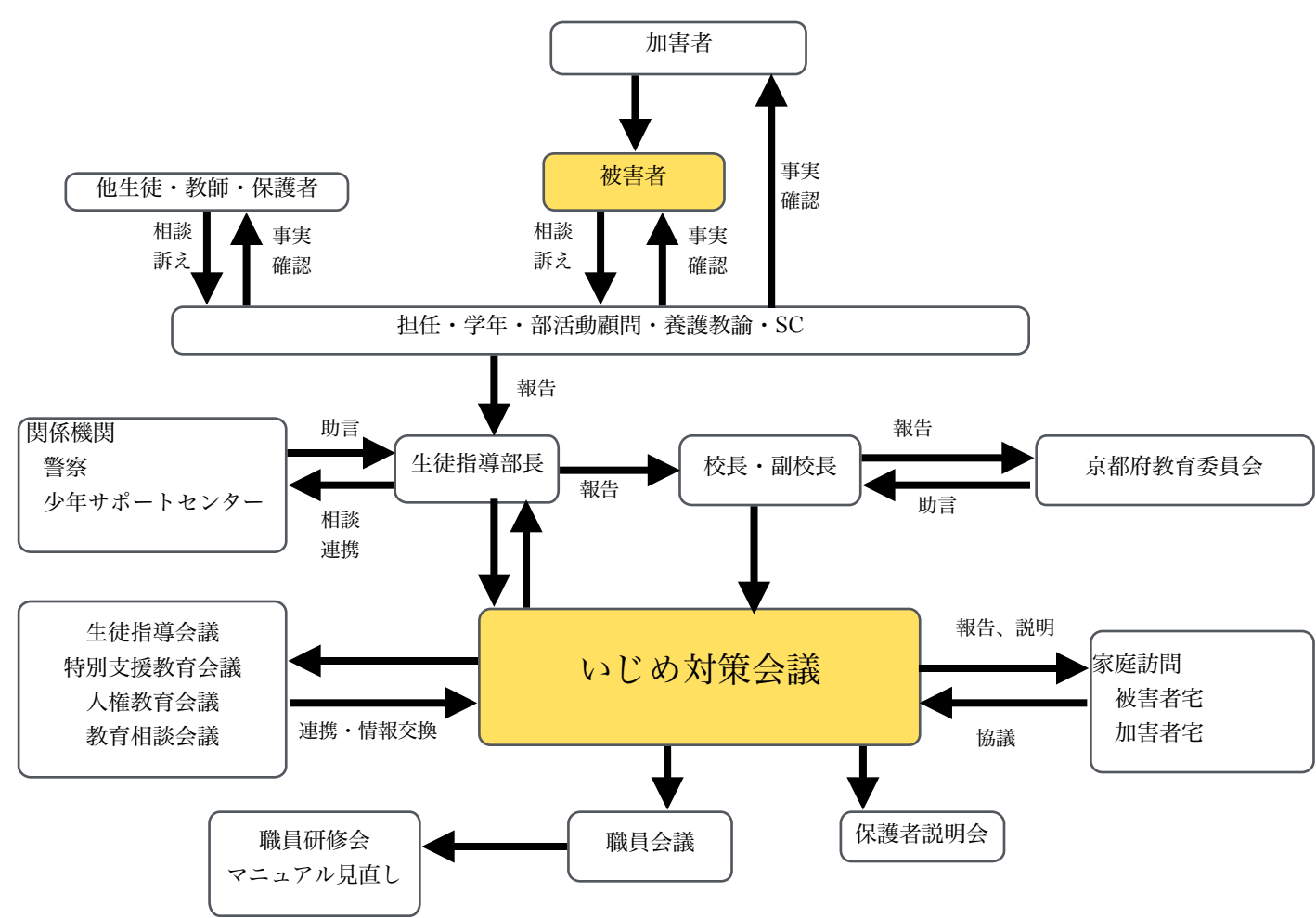
(5) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかを判定する。

(6) 基本方針の策定及び見直し、いじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

2 構成

校長、副校長、人権教育部長、人権教育部、保健部、生徒指導部、第1学年部、第2学年部、第3学年部
※状況に応じて関係職員等も含めて編成

組織図



育てたい 生徒像	礼儀正しく、人としての基本を身につけていること	いじめ対策会議 校長、副校長、人権教育部長、人権教育部、保健部、 生徒指導部、第1学年部、第2学年部、第3学年部 ※状況に応じて関係職員等も含めて編成
	規範意識があり、社会性のあること	
	学力の質が高く、今後も伸びてゆく可能性を持っていること	

	職員会議等		未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4月	いじめ対策会議 ・指導方針の確認	学級・ 学年 づくり 人間 関係 づくり	始業式 個人面談・個人状況把握		1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2 いじめ対策会議を中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。 3 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修で取り上げて共通理解を図る。 4 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で組織的に対応する。 危機管理の心構え「さしすせそ」 さ：最悪を想定する し：慎重に対処する す：素早く対処する せ：誠意を持って対処する そ：組織全体で対処する
5月	教育相談会議		研究授業	1年人権意識調査	
6月			体育祭 個人面談・個人状況把握 人権学習		
7月	教育相談会議 いじめ対策会議		終業式 個人面談・個人状況把握	いじめアンケート 授業評価アンケート	
8月		学級・ 学年 づくり 人間 関係 づくり	始業式		
9月	校内研修		文化祭		
10月	教育相談会議		2年生研修旅行 人権学習 個人面談・個人状況把握		
11月			研究授業 12年生トレッキング		
12月	教育相談会議 いじめ対策会議		終業式 個人面談・個人状況把握	いじめアンケート	
1月	校内研修 3年生教育相談会議		始業式		
2月				学校評価アンケート	
3月	12年生教育相談会議 いじめ対策会議		修了式		